

最近、近代初期イングランドの社会経済史の分野においても、家族に力点を置いて議論が深められつつある。本報告では、家族のあり方を理解するのに注目を浴びている遺言書 wills、すなわち遺言者が主として親族を対象に財産分与のため作成した検認証書、を主たる史料として、16・7世紀ケンブリッジ州ウィリングム教区における親族構造の変容を相続慣行と関わらせて扱う。イングランドにおける遺言書作成は元来、教会の財政政策の一環として導入されたようだ。ここでは、遺言書作成行為に対する教会の態度の変容を採った上で、この時期に顕著となる、「親族」を扶養するという目的のために遺言書を用いるという変化を考究する。同時に、遺言書に現れている、遺言書作成者の「親族」に対する態度の変化を追う。

遺言書の歴史は長いが、農民レベルまでかなり作成されるようになったのは15世紀、作成された遺言書が大量に保存されるようになってきたのは遅くとも16世紀後半からのことである。16世紀後半以降に大量に保存されるようになったことには一定の意味が存在したと考えられる。同時に書式・遺贈物の内容・対象にも大きな変化が見られる。

遺言書は元来、現金・家畜・穀物・羊毛等動産のみを扱うことになっていた。だが、中世以来ユースとの関係から実際には土地の遺贈・譲渡がなされてきていた。ユースとは、親が自分の望む者のために、生前あらかじめ遺言処分を託するつもりの人々に遺言対象となる土地の占有権を移転する方法である。遺言書はユース証書の側面を持ち合わせていた。

遺言書中に財産・相続の慣行における運用の実態があらわれるということと、遺言書作成が社会のより下層にまで普及し残存数を増やしているということとは互いに相関関係にあるようだ。そしてこの二つの現象は、遺言書作成という行為が、文書に文言として書かれた相続慣行から発展し、遺言者とその親族の置かれた個々の状況に応じて中世以来の慣行を補い、柔軟な運用を取り入れつつ新たにマナの慣行になったことを示すものと思われる。相続慣行を動的なものか捉えるのかあるいは静的なものか捉えるのか、という問題であるが、このことをあえて指摘するのは、マナや教区の慣行についての言及がなくとも、遺言書それ自体が、実質上の分割相続と同様に機能しはじめていたからなのである。

まず、未成年の子供を残す傾向として若い父親と、明白な相続人のいない基本的に独身者の遺言書とが半数以上を占めることが判明する。16世紀後半とそれ以後とでは、遺言書の内容にも違いが現れる。相続年齢は、16世紀後半には多様であったのに対して17世紀になると21歳という騎士土地保有という元来社会上層の年齢設定に収斂されていく。更に、特に未成年の子供のいる遺言者に顕著だが三親等への言及が多かったのに、17世紀になると二親等へと狭まり核家族化の傾向を強める。そうした一連の変化は、分割相続の形実両面での浸透に見られるように、漸進的ながら相続のあり方が、遺言書への記録を通じて次第に洗練化され、生産の現場から徐々に乖離しつつあったことを反映すると思われる。その乖離は相続慣行の性質にも影響を与える。大局的には、北西欧を中心として世界全体が資本主義経済の展開とともに大きく変動する時代でもあった。ウィリングムの遺言書では「胎児」に対する遺贈がこの時期に特に増えることに端的に示されるように、村民は、その変化への対応を相続慣行と親族関係との二つの局面で顕したのであった。